

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療市町村システム
2	個人情報ファイルに記録されている本人の数	☒ 1, 0 0 0 人以上 ☐ 1, 0 0 0 人未満
3	実施機関の名称	平塚市長
4	個人情報ファイルを利用する担当課の名称	保険年金課、障がい福祉課、高齢福祉課、介護保険課、建築住宅課、市民税課
5	個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険の資格、賦課、徴収、給付等事務、及び窓口業務を行うため。 (高齢福祉課) 難聴高齢者補聴器装用推進事業費助成金支給事務のため
6	記録項目	【基本的事項】 ☒ 1個人番号 ☒ 2氏名 ☒ 3性別 ☒ 4生年月日、 ☒ 5年齢 ☒ 6住所（現住所・異動前住所、転出先住所を含む） ☒ 7電話・FAX、 ☐ 8メールアドレス ☒ 9本籍・国籍 ☒ 10顔写真（申請書・届出書に添付する場合有）
		【心身の状況】 ☒ 11身体状況 ☒ 12精神状況 ☒ 13介護状況
		【家庭状況】 ☒ 14親族関係 ☒ 15婚姻歴 ☒ 16家族状況、 ☒ 17居住状況 ☐ 18趣味
		【社会生活】 ☐ 19学業・学歴 ☒ 20職業・職歴 ☐ 21地位・役職 ☐ 22資格 ☐ 23成績・評価 ☐ 24表彰等
		【経済状況】

		☐25資産状況 ☐26収入・所得 ☐27賦課状況、 ☐28納付状況 ☐29口座情報 ☐30取引状況 【その他の項目】 宛名番号 世帯番号 住民日 消除日 在留期間 在留資格 通称名 併記名 送付先情報 D V 支援情報 被保険者番号 資格取得事由 資格取得年月日 資格喪失事由 資格喪失年月日 適用除外者情報 後期高齢者医療保険料賦課情報 収納情報 減免情報 年金特徴情報 過誤納情報 還付充当情報 督促情報 催告情報 分納情報 執行停止情報 被災・罹災状況 第三者行為等にかかる事故等の傷病時の状況 被保険者からの相談内容
7	記録範囲	被保険者（平塚市に住所を有するもののうち75歳以上で適用除外者以外のもの。平塚市に住所を有するもののうち65歳から74歳で一定の障がいの状態であると神奈川県後期高齢者医療広域連合が認定したもの） 被保険者と住民票上同一世帯のもの 過去に被保険者であったもの 過去に被保険者と住民票上同一世帯であったもの 高齢者の医療の確保に関する法律第51条に定める適用除外にかかるもの
8	記録情報の収集方法	1. 市民等から後期高齢者医療制度の被保険者資格に関する資格適用開始、喪失、変更等の届出を入手する。 2. 宛名システム、税務システム、福祉システムから必要な情報を庁内システム連携及びオンラインにより収集する。

		3. 神奈川県後期高齢者医療広域連合電算処理システムからのデータ連携により収集する。 4. 金融機関・企業・生命保険会社・他市町村・県税事務所・税務署・法務局・地方裁判所等から徴収事務に関する情報を文書照会等で入手する。	
9	要配慮個人情報	☒ 含む ☐ 含まない	
10	記録情報の経常的提供先	神奈川県後期高齢者医療広域連合、他市町村、後期高齢者医療制度市町村システム保守委託先、後期高齢者医療保険料納入通知書封入封緘業務委託先、窓口業務の包括的業務委託先	
11	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 保険年金課	
		(所在地) 〒254-8686 平塚市浅間町 9 - 1	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に 該当するファイル ☒ 有 ☐ 無
		☐ 法第60条第2項第2号 (紙媒体処理ファイル)	
	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
	行政機関等匿名加工情報の概要		
	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		

	備 考	
--	-----	--